

武蔵野市
自治基本条例
周知リーフレット

つなぐおもい の 武蔵野市 自治基本条例で つくるみらい

インフォ
メーション

自治基本条例に関するシンポジウム

武蔵野市では、これまで培ってきた市政運営の理念などを明文化した「武蔵野市自治基本条例」を令和2年4月に施行しました。
この条例をより多くの市民の皆さまに知っていただき、武蔵野市の市民自治の理念などを未来へ継承し、
さらに発展させていくため、このたびシンポジウムを開催いたしますのでご案内いたします。

日時 令和4年11月3日(木/祝)
14時45分～16時00分(開場:14時30分)
申込は不要です。直接会場へお越しください。

会場 武蔵野市民文化会館
大ホール

〒180-0006 武蔵野市中町3丁目9番11号
電話: 0422-54-8822

アクセスは
こちら



テーマ 「つなぐおもい つくるみらい ～自治基本条例を考える～」

パネリスト

松下 玲子 武蔵野市長
天野 巡一 岩手県立大学名誉教授 ほか 武蔵野市民3名

コーディネーター

見城 武秀 成蹊大学文学部長

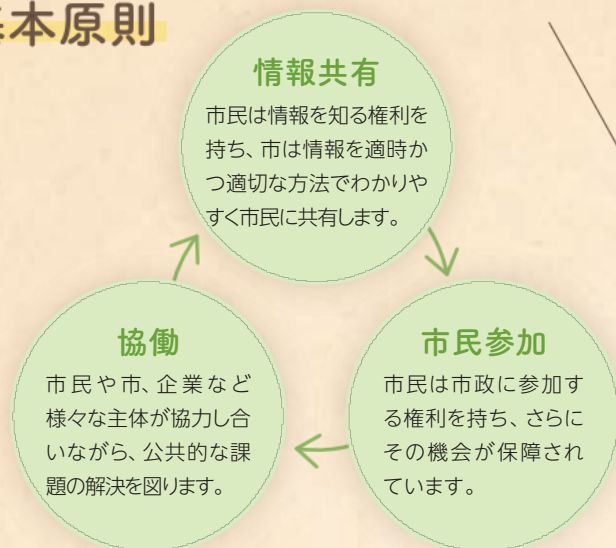
タイムスケジュール(予定)

14時45分	開会
14時50分	武蔵野市自治基本条例について(紹介)
15時10分	パネルディスカッション
16時00分	閉会

武蔵野市自治基本条例のポイント！

武蔵野市自治基本条例は、
市民がもっとまちづくりに参加できるように、
市政運営に関する、**基本的なルール**を定めたものです。

基本原則



計画に基づく市政運営

長期計画をはじめとする「計画に基づく市政運営」を大前提として、「情報共有」「市民参加」「協働」のサイクルを回していくことが、自治の推進につながります。これら4つの項目を自治の基本原則とします。

それぞれの役割

市民 自治の主体



市民の役割

自治の主体であることを自覚して行動し、自分のことだけでなく、まわりの人の自由や人権を大切にします。

市長等 執行機関



市長の責務

武蔵野市の代表として、公正・誠実に市政を運営します。また、市民の意見を把握して市政に反映させます。

議会 意思決定機関・議事機関



議会の責務

市民の代表として市民の声を聞き、市民の意見を市政に活かします。また、市長の働きをチェックし、評価します。

ひとことメモ

市民・執行機関・議事機関

武蔵野市自治基本条例では、「市民」の定義を市内に住所を有する者、市内の学校に在籍する者、市内の事務所や事業所に勤務する者、市内の事務所や事業所で事業活動等を行う者としています。

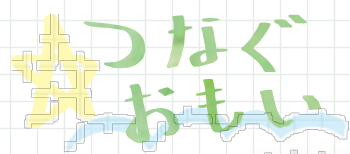
「執行機関」とは市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などの各委員会または委員のことです。

「議事機関」である議会とは、執行機関をチェックするとともに政策の立案や提言を行う機関のことです。

市民参加でできた武蔵野市自治基本条例

- 平成28(2016)年11月 武蔵野市自治基本条例(仮称)に関する懇談会こんだんかいを設置。これからの武蔵野市にふさわしい自治のあり方を追求し、22回、2年間にわたって議論がなされました。
- 平成30(2018)年2月 市民意見交換会を実施。懇談会委員と市民の意見交換会を行いました。条例全体のとらえ方から、一語一句の細部にいたるまで、様々な意見が述べられました。同時期にパブリックコメントを実施しました。
- 平成30(2018)年3月 市民ワークショップを実施。無作為抽出により約50名の市民が参加し、2日に分けて行われました。5〜6人のグループになり、意見をまとめました。
- 平成30(2018)年10月 懇談会から市長に骨子案こっしあんを提出。
- 令和元(2019)年9月 条例素案に関するパブリックコメントを実施。
- 令和2(2020)年3月 市議会の本会議にて条例案が全会一致で可決。
- 令和2(2020)年4月 武蔵野市自治基本条例が施行。





武蔵野市市民自治のこれまで

昭和46(1971)年

武蔵野市基本構想・第一期長期計画を定める時に、武蔵野市は他の自治体に先駆けて、市民参加の手法を取り入れました。

昭和51(1976)年

戦後間もなく、町内会が廃止。代わりに、コミュニティ構想に基づき、市民によって運営される独自の自治組織(コミュニティセンター)が誕生しました。

ひとことメモ

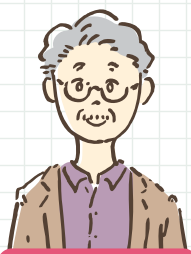
武蔵野市方式

武蔵野市基本構想・第一期長期計画は市民参加、議員参加、職員参加によって策定されました。この方法は現在でも「武蔵野市方式」として受け継がれています。



みなさんの市民活動について聞かせてください！

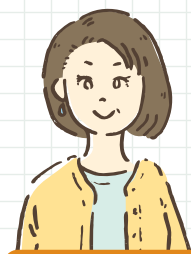
※令和2(2020)年12月時点の取材に基づく内容です。



吉祥寺東
コミュニティセンター

受け継いでいく地域活動

吉祥寺東コミュニティセンター(協議会)が設立された吉祥寺駅周辺は、昔から住民の自治意識が高く、市民運動が展開されてきた歴史があります。現在、私たちは地域についてみんなで学ぶ「つどい」の開催や、情報紙の発行に力を入れています。これらの活動は開館当初から今まで脈々と受け継がれてきたもの。自治基本条例が施行され、今まで武蔵野市民が築いてきたものの裏付けができたように感じています。これからも市の職員・議員と共に、地域課題の解決・改善のために活動していきたいですね。



むさしの・こども
エコフォーラム

子どもも大人も楽しめる活動を

私たちは、市民活動として市内の子どもたちに、環境、生物、科学などについて教えています。地域こども館「あそべえ」では、工作などを教えながら、身近にある科学を体験してもらっています。また、学校への出前授業では、専門の先生に本物のオオタカを連れてきてもらうなど、子どもたちが体験しながら楽しく学べるよう工夫しています。将来、関心をもつ人がもっと増えると良いなと思いつつ、楽しく活動しています。今後は、学生や働いている方など、様々な方に活躍してもらえる仕組みをつくっていきたいですね。



成蹊大学
学生ボランティア本部
Uni.

学生でもできることから

私たちは、井の頭公園での清掃活動、地域コミュニティでの子どもたちへの読み聞かせ、商店街やコミュニティセンターの祭りの運営など、様々なボランティア活動をしています。現在の在籍者数は約350名。ほとんどのメンバーはボランティア初心者です。「Uni.」では、ボランティアの楽しさをより多くの人に知ってもらいたいという思いから、身近な地域で活動の幅を広げてきました。地域の方々は、学生の私たちをあたたかく迎え入れてくれ、とてもありがたいです。これからもどうぞよろしくお願いします！



やってみよう！

中学生や高校生が参加できる活動があります！

様々な市民活動団体を探すことができます！



Teens ムサカツ



中学生・高校生リーダー



武蔵野プレイス



ボランティアセンター
武蔵野



武蔵野プレイスの
市民活動情報
ステーションも
ご活用ください！

もっと詳しく!

自治基本条例の基本ルール

市民参加の機会を保障

市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、**適時に、かつ、適切な方法**(中略)により、**市民参加の機会を設ける**よう努めなければならない。(第15条)



市民参加って、例えばどんなことが考えられるかな?

市が行っているアンケートに答える、とかかな?



ほかにも、市の担当者と直接意見交換する機会や、パブリックコメントがありますね。

市の重要なことに対して住民が署名を集めることで、住民投票が行われる場合もあるよ。



ことメモ

パブリックコメント

市が政策案や資料を公表して、市民の意見を集める方法です。市は寄せられた意見と市の考え方を公表し、政策決定の参考にします。

平和を大切にしてい

市は、(中略) **戦争の悲惨さ**及び**平和の尊さ**を次世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、(中略)世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。(第32条)



第二次世界大戦中の武蔵野市には、中島飛行機武蔵製作所という軍需工場があったことは知っているかな?



武蔵野を空襲するB29爆撃機(米国議会図書館所蔵)

中島飛行機のことは学校で習ったことがあるよ。ここに爆弾が落とされていたなんてとても想像できないけど、その事実を私たちも語り継いでいくことが大切なんだね。



ことメモ

11月24日は武蔵野市平和の日

第二次世界大戦当時、今の都立武蔵野中央公園付近には、零式戦闘機(ゼロ戦)のエンジンをつくっていた、中島飛行機の工場がありました。昭和19年11月24日に初空襲を受け、たびたび爆撃の対象となり、多くの犠牲者を出しました。市では、犠牲になられた多くの方に哀悼の意を表すとともに、戦争の記憶を風化させることなく、平和の大切さを伝えていくために、平成23年度に11月24日を「武蔵野市平和の日」として制定しました。

市民参加の機会をひろげる住民投票

市長は、(中略)廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、**住民投票**を実施しなければならない。(中略)
市長は、市政に関する重要事項(別に条例で定めるものを除く。)について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。(第19条)



どんなときに住民投票は行われるのかな?

合併等市の存在に関わる重要なことについては、必ず実施されます。その他の市政に関する重要なことも、多くの住民が希望すれば、要件を満たすことで必ず実施されるので、住民の意思表示の機会が確実に保障されるのです。本市の市民自治が強化されることになりますね。



住民投票が行われるとどうなるの?

市長等と議会は投票結果を尊重することとされていますが、法的拘束力まではありません。自治基本条例の住民投票は、いざという時、住民が議会や市長に対して直接意思表示する機会を保障する仕組みなのです。議会と市長が住民の代表として、熟慮と熟議のうえ市政運営を行うという、憲法等に基づく原則は変わりません。また、法的に人を選ぶ選挙とは違うのですよ。



自治基本条例とは別に住民投票条例が必要なのはなぜ?

自治基本条例では住民投票制度の大枠のみ決められていて、投票できる住民の範囲や、必要な署名数、投票の成立要件など具体的な要件は、別の条例で規定することになっているのですよ。



調べてみよう!

用語解説



きょうどう
協働

一般的には、同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。例えば、市の取組みに市民が参加したり、市民の活動に市が協力したりすること。

じち
自治

自分たちのまちのことは、自分たちが責任をもって決めていくということ。国や都にまかせるのではなく、市ができることを自分たちで考えて行っていくこと。

しみんかつどう
市民活動

市民が特定の目的を達成するために自らすすんで行う活動。

しみんさんか
市民参加

地域の困りごとの解決や新しく行いたいことを、行政だけでなく、市民と一緒に進めていくこと。また、市民自身が直接その政策過程に参加して意思表示を行うもの。アンケートや意見交換会、ワークショップ、パブリックコメント、検討委員会などにおける市民委員の公募など。

じょうれい
条例

地方公共団体(都道府県や市区町村)が決めた自分たちのルール。

ほうてきこうそくりふ
法的拘束力

その結果のとおり、市長等と議会が取り扱わなければいけないこと。

もっと自治基本条例について知りたい方はこちら!



武蔵野市自治基本条例特設ページ

武蔵野市自治基本条例の逐条解説や詳細な策定経緯をご覧ください。



令和4年10月発行

武蔵野市自治基本条例周知リーフレット

つなぐおもい 武蔵野市自治基本条例で つくるみらい

編集・発行: 武蔵野市総合政策部企画調整課 〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2-2-28
電話: 0422-60-1801 FAX: 0422-51-5638

Designed by Japan International Institute, Inc.